

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
当たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示
年金補償基礎額の最低限度及び最高限度額の一部改正
(職員厚生課)

土地改良区の役員の就任(二件) (農村整備課)

土地改良区の役員の住所の変更(〃)

入会林野整備計画の認可(林務課)

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除(二件) (造林課)

松くい虫の特別駆除の実施(〃)

保安林の指定の解除(二件) (〃)

特用樹母林の指定の解除(〃)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

土地収用法による事業の認定(〃)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

建築基準法による公開による聴聞(建築課)

◇ 公 告
理容師試験等の実施(衛生課)

◇ 正 誤
平成二年四月鳥取県告示第三百八十号中訂正

平成二年四月二十四日付鳥取県公報第六千六百六十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百四十号

昭和六十三年四月鳥取県告示第四百十五号(年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

年 齢 階 層	年金補償基礎額の最低限度額	年金補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、三五六円	一一、〇八二円
二十歳以上二十五歳未満	四、二七円	一一、〇八二円
二十五歳以上三十歳未満	四、九七五円	一一、五四〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、五九八円	一四、〇〇五円
三十五歳以上四十歳未満	六、〇四四円	一六、一五四円
四十歳以上四十五歳未満	六、二九六円	一七、八三二円
四十五歳以上五十歳未満	六、二二二円	一九、六一〇円

五十歳以上五十五歳未満	五、六二二円	二〇、六八四円
五十五歳以上六十歳未満	四、六八三円	一九、二二六円
六十歳以上六十五歳未満	三、五一〇円	一六、七二七円
六十五歳以上	三、二一〇円	一一、〇八二円

附 則

- 1 この告示は、平成二年四月二十七日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり若土土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 栄 倉吉市鴨河内一〇九一

鳥取県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 松山 輝 東伯郡赤碕町大字松谷五九七―三
 平成二年三月二十四日就任 任期平成四年六月二十日まで

山本 整	四六九
米田 健二	一〇〇八
椿原 肇	三六〇
岡本 理一郎	一一一四
米田 勲	一〇〇一
山根 賢	一〇六二―三
馬西 明德	一一〇五―二
西村 進	四〇二
米田 紀男	一〇一四

監事 馬西 明德 任期四年
 平成二年四月十日就任

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 中井 継 雄	
変更前	東伯郡大栄町大字妻波一三九六一二
変更後	東伯郡大栄町大字妻波一三九六一四

鳥取県告示第四百四十四号

気高郡鹿野町大字寺内二〇七寺内入会林野整備組合長秦寛康から申請のあった寺内入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

イ 倉吉市、米子市、八頭郡家町、船岡町、八東町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡中山町、名和町、大山町、日吉津村、淀江町、岸本町、会見町及び西伯町並びに日野郡溝口町及び江府町の各一部（別紙のとおりとする。）
ロ 鳥取市、気高郡気高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期 間

平成二年六月五日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けお

それがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあっては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みのないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置を行った場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十六号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規

定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

米子市

2 期間

平成二年五月二十日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木、その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材又は薪炭材であるものも含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局の

長に提出すること。

鳥取県告示第四百四十七号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

鳥取市、岩美郡岩美町、国府町及び福部村、気高郡鹿野町及び青谷町並びに西伯郡中山町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期 間

平成二年六月五日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字砂濱二二二の五・二二二の七（以上二筆
について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

排水施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十号

特用樹母樹林の指定を解除したので、次のとおり告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
五十六 一	平成三年 四月二十 七日	クヌギ	八頭郡船岡町大 字西谷字梨子ノ 木谷八三四	一、〇二〇本	一・〇二 ヘクタール	八頭郡船岡町大字 見槻二四〇 田中裕幸

鳥取県告示第四百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に
基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に
より告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線皆生線鉄塔建替工事

三 立ち入る土地の区域

米子市東福原及び西福原地内

四 立ち入る期間

平成二年四月二十七日から平成三年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日南町

二 事業の種類

環境作物産業化事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡日南町神戸上字官林地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日南町役場

鳥取県告示第四百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

平成二年五月七日午前十一時から

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二―一五

日吉津村役場第三会議室（二階）

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第七項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

西伯郡日吉津村大字日吉津八五―三

橋田英明

(2) 建築物の位置

西伯郡日吉津村大字日吉津八五―三

(3) 建築物の用途

旅館

(4) 工事種別

増築

- (5) 建築物の構造
木造二階建
- (6) 建築物の面積
建築物の面積
延べ面積 一一五・一〇平方メートル
- 二 1 聴聞の日時及び場所
平成二年五月八日午前十時から
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県庁第二庁舎第二十四会議室（八階）
- 2 事案の内容
建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。
- (1) 申請者
鳥取市新品治町六
有限会社コトブキ 代表 岸田寿一
- (2) 建築物の位置
鳥取市安長一六九一二
- (3) 建築物の用途
自動車修理工場及び店舗
- (4) 工事種別
新築
- (5) 建築物の構造
鉄筋コンクリート造二階建一部鉄骨造平家建
- (6) 建築物の面積

- 三 1 聴聞の日時及び場所
平成二年五月八日午前十一時から
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県庁第二庁舎第二十四会議室（八階）
- 2 事案の内容
建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。
- (1) 申請者
鳥取市天神町三
鳥取トヨタ自動車株式会社 取締役社長 森本陽之助
- (2) 建築物の位置
鳥取市安長一八七
- (3) 建築物の用途
自動車修理工場及び店舗
- (4) 工事種別
新築
- (5) 建築物の構造
鉄骨造二階建
- (6) 建築物の面積
建築物の面積
延べ面積 一五五九・四〇平方メートル

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

平成2年4月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成2年5月28日（月） 午前10時から	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
実地試験	平成2年7月16日（月） 午前9時から	鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

(1) 学科試験

厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した

者

(2) 実地試験

学科試験に合格した者であって、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した後1年以上（実日数280日以上）の実地習練を経たもの

3 受験手続

(1) 受験願書の提出期間

ア 学科試験

平成2年5月7日（月）から同月14日（月）まで（郵送による場合は、平成2年5月14日（月）までの消印のあるものは、有効とする。）

イ 実地試験

平成2年6月13日（水）から同月20日（水）まで（郵送による場合は、平成2年6月20日（水）までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受験願書の提出先

ア 県内に住所を有する者 住所地を管轄する保健所

イ 県外に住所を有する者 鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号680鳥取市東町一丁目220）

(3) 提出書類

ア 学科試験

ウ 学科試験受験願書（所定の様式によること。）

エ 履歴書

オ 養成施設の本業証書の写し又は卒業証明書

カ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽、正前、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものである。）

4 実地試験

(ア) 実地試験受験願書(所定の様式によること。)

(イ) 履歴書

(ウ) 学科試験の合格証書の写し又は合格証明書

(エ) 所要の実地習練を終了したことを証する書類

(オ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものである。)

ウ ケのウ)又はイのウ)若しくはエ)に掲げる書類に記載されている氏名又は本籍を変更した場合にあっては、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

(4) 提出部数

提出書類は、正副二部とすること。

4 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料

ア 学科試験 4,000円

イ 実地試験 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けると。この場合、消印しないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

5 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験当日には、受験通知書に記載する器具等を試験場に持参するは

か、理容師試験の実地試験にあってはモデル(調髪後2週間以上経過した角刈りでない者とする。)を同伴し、美容師試験の実地試験にあってはモデルウイッグを持参すること。

(3) 試験について不明な点がある場合は、住所地为管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課(電話 0857-26-7186)に照会すること。

正 誤

平成二年四月鳥取県告示第三百八十七号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 三 排水施設用地とするため 排水路用地とするため

平成二年四月二十四日付鳥取県公報第六千六百六十一号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

七 下 鳥取県公安委員会 鳥取県公安委員会
告示第三十三号 告示第三十四号